

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號 五 第

卷三十四第

行發日一月一十年一十和昭

論 叢

地方稅賦課の方法……………

法學博士 神戸正雄

利子歩合の決定……………

文學博士 高田保馬

新國民主義の立場……………

經濟學博士 石川興二

時 論

賣上稅を論ず……………

經濟學博士 沙見三郎

研 究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念……………

經濟學士 中川與之助

貨幣經濟論的立場より見たる財産稅……………

經濟學士 中谷實

保險プールについて……………

經濟學士 佐波宣平

說 苑

對支クレヂツとしての英吉利輸出信用保證制……………

經濟學博士 小島昌太郎

米穀自治管理法の實施……………

經濟學博士 八木芳之助

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

研 究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念

中 川 與 之 助

一、「社會事業」といふ語

英米に於ける “Social Work” “Social Science” “Social Assistance” といふ語が比較的新しいのと同様に、我國に於て「社會事業」といふ語が今日の如く、官界及び民間の通用語となつたのは最近のことであり、少くとも官廳の公用語となつたのは米騒動以後のことである。^(註二)併し英米に於てそれらの語が新らしく生まれたものとしても、それらの事業が忽然として生れたるに非ずして、それより以前から “Philanthropy” “Welfare Work” “Charity and Correction” “Social Reform” 等の名の下に諸種の感化救済改良事業が行はれてゐた如く、我國に於ても「社會事業」といふ語の行はるゝに至つた以前からも、勿論、慈善とか賑恤・救済・救育・救助等の名の下にそれらの仕事^(註三)がなされてゐたのである。唯、我國では大正の始め頃までは官憲に於て、「社會」といふ語

を使用することを嫌つた。それは恐らく「社會」といふ語が社會主義と一脈相通するものある様に人々に感ぜしめたるに由つたのであらう。^(註四)然るに大正七年の米騒動以後社會立法や施設に劃期的躍進を示すに至り、「社會」といふ字を冠した「社會事業」といふ語が公々然と官廳語となつて現はれ、爾來今日に至りて何人もこの語に危険性を感じざるのみか、社會事業の如きは社會改造のためには微溫的であるさへなされるに至つた。社會思想の急激なる變化といはねばならぬ。

(註一) (イ) “Social Work” (社會事業) の起りは人類社會と同様に古いものであるが、この言葉は漸く二十世紀に入つて現はれた。一九〇〇年以前には “Philanthropy” (博愛) とか “Charity” (慈善) とかの下にいろ／＼の事業がなされてゐたが、それらを抱括する集合名詞はなかつた。この名稱がいつ如何にして始まつたかを言ふことは困難であるが慈善事業に就ての全國會議 (National Conference) の會員達は “Social Workers” (社會事業家) と、又、その事業を “Social Work” (社會事業) とよぶことが始まり、一九〇四—五年頃には遂に一般通用語となつてしまつた。(E. T. Devine, Social Work p. 15-16)

(註一) (ロ) “Social Service” といふ語は英國と米國とで多少異なる意味をもつが、英國ではこの語は比較的に新しく、二十世紀以前に使用されたことがありとすれば “Philanthropy” (博愛) とか “Charity” (慈善) とかの意味であつたであらう。“Social Service” は “Philanthropy” や “Charity” の發展したものであるが、イ) その科學的・體系的性質に於て、ロ) 社會的害惡の調査の必要を説く點に於て、ハ) 廣汎なる研究と行動とに於て、全く新しい意味をもつてゐる。(Encyclopaedia Britannica の “Social Service” 參照)。英國にはこの “Social Service” に “Public Social Service” と “Personal Social Service” とがある。前者は公的社會事業を、後者は私的社會を指すが、公的社會事業を指すのに “Public Assistance” といふ語も使はれてゐる。(J. J. Clarke, Social administration including The Poor Law, p. 44-49 參照)。

(註二) (イ) 山口正氏は「井上博士は明治四十二年に公にされた劃期的名著「救濟制度要義」に於て、自分自身の言葉に於て又譯語として社會事業といふ言葉を用ひられてゐるが、これが我國の圖書に現はれた最初のものであると思はれるのである。」(山口正社會事業研究二一頁) といふ。これが詮纂は暫く後に讀る。

(註二) (ろ) 矢吹慶輝氏は「顧みるに我邦に於ける全國社會事業大會は明治三十六年(一九〇三)大阪市に於て内國勸業博覽會開催の際、始めて開催されたのが元で、後ち中央慈善協會の附屬事業となつた。然るに第一回は全國慈善大會といひ、第二回は明治四十三年(名古屋)全國感化救濟事業大會、第三回は大正四年(京都)全國慈善事業大會、第四回は大正六年(東京)全國救濟事業大會、第五回は大正九年(東京)始めて全國社會事業大會と呼ぶに至つた。今此大會の名稱の變遷を觀ても恰も我國に於ける斯業に對する思想變遷の一端を窺ふ事が出来る。尤も之れより先き佛教徒社會事業大會は大正三年(一九一四)に既に此名稱を使つてゐた。宗教大學が大正六年に社會事業研究室を創設し翌七年に其開室式を行ふた云々」と述べてゐる。(矢吹慶輝氏論文社會事業概況―社會政策大系第二卷八一―九頁參照) 但し社會事業といふ名稱が大正三年に始めて現はれたものでないことを注意すべきである。

(註三) (は) 我國に於て法文の上に「社會事業」の語のあらはれしものをみるに、

大正九年三月十五日地發乙第一一一號內務省地方局長通牒社會事業ニ關スル委員又ハ吏員等設置參考資料送付ノ件

大正九年四月二十七日內務省告示第三十三號社會事業職員養成規程

大正十年六月一日內務省告示第百號社會事業職員養成規程

大正十一年十一月一日勅令第四百六十號社會局官制中の第一條第十四項に「其ノ他社會事業ニ關スル事項」と、又、同第十二條第五項にも「他課ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項」とある。

大正十三年一月二十九日內務省訓令第一號 皇太子殿下御結婚ノ禮ニ際シ社會事業基金トシテ御下賜金ノ件

大正十三年一月二十九日社會發二部第一四號社會局長官通牒、社會事業基金下賜、社會事業功勞者獎勵ノ件

大正十四年一月八日社發四七號山口縣知事通牒「御大禮ニ際シ賑恤ノ資トシテ御下賜セラレタル基金ノ利子收入ニ關スル件」の中に「之ヨリ生ズル利子收入ハ之ヲ以テ緊急ナル各種社會事業ニ關スル費途ニ充當シ複雑化シツ、アル社會問題ノ解決ニ資シ云々」とある。

大正十四年二月十二日發二部第一二〇號社會局第二部長通牒、社會事業ニ關スル刊行物件繼續送付ニ關スル件

大正十四年十二月十四日勅令第三百二十三號地方社會事業職員制

等の例をあげうる。即ち大正九年頃より官廳の通用語となつた。それが又民間に及んだことは言ふまでもないであらう。

(註三) 近親相扶け隣保互に憫むは古來我國民の理想であつて、この理想を法制の上にあらはしたものに遠く文武天皇の太寶

令がある。即ち戸令の中に「凡鰥寡孤獨貧窮老疾、不_レ能_二自存_一者、令_三近親收養_二、若無_三近親_二付_三里坊_二安恤_一」とある。我國の救濟事業は佛教傳來によりて益々發展し、殊に備荒貯蓄制度の如き徳川時代以前に於てもみるべきものがある。徳川時代に入りてからは幕府のみならず諸藩に於ても、罹災救助窮民救済が行はれてゐた。その傳統をついで明治に入るや五年には救済法規や更に七年には恤救規則が制定せられ、明治十五年には行路死亡人取扱が、同三十二年には罹災救助基金法が制定せられてゐた。米騒動以後に忽然と社會事業が現はれたわけではない。(現代社會問題研究第八卷本邦社會事業、井上友一著救済制度要義、參考)

(註四) (い) 生江氏は「我國の所謂救済事業に對する指導監督の事務は多年内務省地方局の一隅に於て管掌されて居つたが、同局内に始めて救護課なる一課を特設せるは軍事救護法制定せられたる大正六年であつて、其の事務の大半は同法の結果に依る軍事救護の爲に外ならなかつた。然るに大正八年に至り社會各般の事情に急激なる變化を生じて斯業に對する觀念の變調を來すや、幾多論究の結果遂に之を社會課と改稱するに至つた。」「社會」の二字は曾ては痛く官憲の嫌惡せる文字であつて必要の場合に於てすら尙且つ之を回避して居つたが、今や之が使用を敢てするのみならず、如何なる場合にも「社會」てふ文字を冠せざれば、時代精神と背馳するものだと思へらるゝに至つたのであつて、時代の偉力には實に驚かされる次第である。」(生江孝之著社會事業綱要四四—五頁)とのべ。

(註四) (ろ) 海野氏は「我國に於て「社會事業」の慣用さるゝに至つたのは大正七年頃である。大正七年に桑田博士の掲げられた社會事業云々の演題は當路の忌諱に觸れ、竟に「救済政策」として演了されてゐる。當時社會事業家としての故ブーヌ大將の歡迎については恰も社會主義者とも解することによつて物議を惹き起したそうである。これ等の事情を以て判斷すれば、大正七年に於て社會事業なる名辭は未だ普く流通することの困難なる状態にあつたことが解る」と語つてゐる。(同氏著社會事業とは何ぞや、六頁)

二、實際的概念

「社會事業」といふ語は實際界に於て如何なる意味に使はれてゐるか？ 先づ官廳側の解釋をみる。所が官廳筋から今日まで「社會事業」の解釋に就て何等公權的なものが出てゐない。依つて官

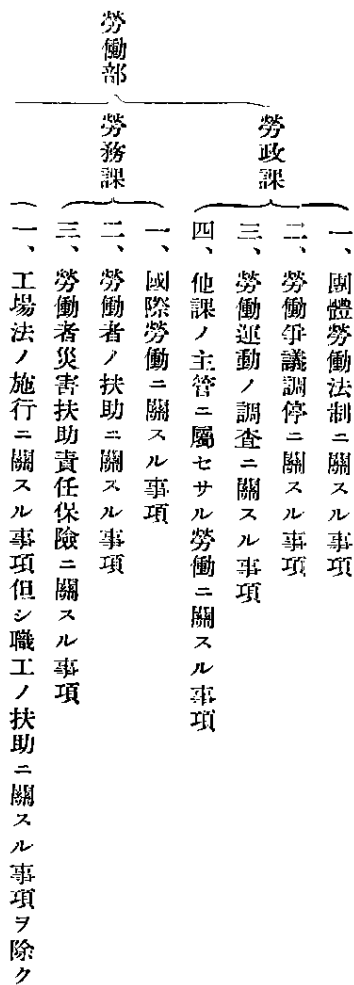
廳側の「社會事業」に就ての概念を知るには、この言葉の使はれてゐる種々の場合に、それが如何なる内容を指示してゐるかを検討して、間接的に之を推定するの外ない。

〔用例の一〕 大正九年三月十五日内務省地方局長通牒、「社會事業ニ關スル委員又ハ吏員等ノ設置參考資料送付ノ件」に於て、「社會狀態ノ推移ト經濟事情ノ變遷トニ伴ヒ社會政策上講究又ハ施設ヲ要スヘキモノ益々多ク此等ニ關シテハ地方ノ事情ニ應シ既ニ夫々施設計畫セラレ候コト、存候ヘ共云々」とある。この場合「社會事業ニ關スル委員又ハ吏員」と、「社會政策上ノ講究又ハ施設」とは内容的に聯絡をもつてゐる。即ち社會事業委員や吏員が社會政策上の講究や施設に與るものであることが推定されるが、併し社會政策の講究や施設の全部が社會事業なのか又その一部なのか、社會政策と社會事業との關係は不明である。

〔備考〕 大正八年十月二十日發地第二四五號内務次官通牒、「社會政策的施設ニ關スル件」に據れば、物價調節・公設市場の設置・購買組合・住宅建設等を社會政策に關する施設に數ヘ舉げてゐる。

〔用例の二〕 内務省社會局官制第一條に「社會局ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲クル事務ヲ掌ルとなして次の十三項を、即ち（一）勞働に關する一般事項（二）工場法施行に關する事項（三）鑛業法中鑛夫に關する事項（四）工業勞働者最低年齡法施行に關する事項（五）勞働者災害扶助法施行に關する事項（六）勞働者災害扶助責任保險に關する事項（七）勞働爭議調停に關する事項（八）失業の救済及防止に關する事項（九）國際勞働事務に關する統轄事務（十）賑恤救済に關する事項（十一）兒童

保護に關する事項(十三)軍事救護に關する事項をあげ最後即ち(十四)に、其の他社會事業に關する事項とある。この最後の「其の他社會事業に關する事項」の意義を如何に解すべきものか、試みにそれを「其の他、社會事業に關する事項」とよみ、以上の十三項に列舉したる事項を社會事業に非すとなし、この十三項の外に別に社會事業があるものと解釋すれば、社會局の取扱ふ事は殆んど社會事業に非ることとなり、これは同局社會部から刊行して「社會事業統計要覽」に於ける社會事業の分類等とも相矛盾することとなる。されば「其の他社會事業に關する事項」を以上に列舉したるもの、外に尙列舉せざる社會事業と解すべきであるし、又、かく解せられてゐる様である。さて然し乍らかくの如く解すれば社會事業の範圍は極めて廣汎多岐なものとなる。社會局の分課規程をみると、右の十四項目にあげた事務は之を勞働部・保險部及び社會部の三部に分ち、更に各部を各々課に分ちて事務を分掌すること次に示すが如くなつてゐる。



我國に於ける「社會事業」の實際的概念

監督課

- 二、工場労働者最低年齢法ノ施行ニ關スル事項
- 三、鑛夫ニ關スル事項但シ鑛夫ノ扶助ニ關スル事項ヲ除ク
- 四、其ノ他労働者保護ニ關スル事項

保險部

規劃課

- 一、社會保險ノ調査ニ關スル事項但シ失業保險ニ關スル事項ヲ除ク
- 二、保險統計ニ關スル事項
- 三、健康保險ノ業務改善ニ關スル事項
- 四、健康保險審査會ニ關スル事項
- 五、他課ノ主管ニ屬セサル社會保險ニ關スル事項

經理課

- 一、保險官署ノ事務監督ニ關スル事項
- 二、健康保險組合ニ關スル事項

醫療課

- 一、醫療ニ關スル事項
- 二、醫療事務ノ監督ニ關スル事項
- 三、保健施設ニ關スル事項

社會部

保護課

- 一、罹災救助窮民救助其ノ他賑恤救済ニ關スル事項
- 二、軍事救護ニ關スル事項
- 三、少年救護ニ關スル事項
- 四、兒童保護ニ關スル事項
- 五、他課ニ屬セサル社會事業ニ關スル事項
- 六、震災救護殘務ニ關スル事項

福利課

- 一、住宅ノ供給改善ニ關スル事項
- 二、公設ノ浴場質屋及簡易食堂宿泊所其ノ他福利増進ニ關スル事項
- 三、社會教化事業ニ關スル事項

職業課
一、職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ關スル事項
二、失業保險ノ調査ニ關スル事項

さて以上に掲げた事務の對象となるものが悉く社會事業なりとせば、勞働部の取扱ふ勞働に關する法制・保護や社會部の取扱ふ救護・福利事業の外に先づ社會保險が社會事業となる。又、軍事救護も一般救護と區別されずして等しく救護の範疇に入れられてゐる。その他、勞働法制も勞働爭議の調停も勞働運動や失業保險の調査も、國際勞働事務も、勞働法制の施行監督も、更には統計事務までも社會事業に包括せしめらるゝこととなる。社會事業の範圍は餘りにも混然たるものである。社會局官制によりて社會事業の何であるかは右の如く知らるゝのであるが、これも社會事業の概念や範圍を積極的に規定したものではない。即ち社會局所管以外の社會事業の有無及びその何たるかに就ては、同官制は何も語つてゐないのである。

〔用例の三〕 内閣統計局編纂にかゝる日本帝國統計年鑑は社會事業の一項を設け、その下に、「社會事業施設類別」、「社會事業獎勵助成金」、「社會事業費」、「軍事救護」、「罹災救助基金」、「恤救」、「養育棄兒」、「釋放人保護」、「行路病人及行路死亡人」、「勞働者共濟會」、「映畫檢閲」、「娛樂場」の十三項に就いて統計をあげてゐる。この項目を見れば内閣統計局が社會事業と見做してゐるものに何が含まれてゐるかゞ分かる。勞働者共濟會や映畫檢閲や娯場が社會事業となされてゐることを注意して置きたい。共濟は普通には社會事業の範圍外に置かれ、又映畫や娯樂は社會

教育的の仕事となされてゐるのである。

〔用例の四〕 前掲日本帝國統計年鑑の「社會事業費」をみると、内務省所管の國庫負擔にかゝる社會事業費が載せられてゐる。試みに昭和九年の分を見ると、經常部には(一)社會局費(二)紹介職業所事務局費(三)健康保險國庫負擔金(四)軍事救護費(五)傷兵院費(六)國立少年救護院費(七)國立癩療養所(八)補助費―少年教護費・職業紹介所・精神病院・兒童虛待防止費・救護費―を、臨時部には、(一)調査及獎勵費(二)地方改善費(三)健康保險法實施準備費(四)勤儉獎勵費(五)補助費(六)失業對策委員會(七)失業救濟道路改良費(八)農村振興其他土木(九)農業助成費(十)失業應救施設費(十一)國民更正運動獎勵費(十二)地方改良應急施設費(十三)醫療救護費の費目が掲げられてゐる。この統計費目に就て注意すべきは經常部に於に社會局費を全部社會事業費と見做してゐること、國際勞働機關帝國事務所の費用や北海道士人保護救濟費があげられてゐないし、臨時部では國際勞働會議參列費・復興事業殘務取扱費・復興事業費補助・震災復舊諸費・豆相地方震災復舊諸費・北海道及青森縣凶作救濟費・北海道水害及凶作施設諸費等が舉げられてゐない。本統計は一切の社會事業費を舉げたるに非ずしてその中重要なものゝみをあげられたりとなすかも知れぬが、金額の大なるものが逸せられてゐる事業もあるし、何を重要なりとなしたかの標準は不明である。その費目の選擇には多くの恣意が入つてゐるといはねばなるまい。さてこの社會事業費の統計に據りて内務省所管中に如何なるものが社會事

* 備考 日本帝國統計年鑑に「社會事業」の項の出たのが、第四十七卷(昭和三年刊)からであり、第二卷から第廿七卷までは「救育」第廿八卷から第四十六卷までは「救育及慈善」の項が置かれてあつた。

業と目せられてゐるか、推知せらるゝと雖も、それは内務省の分のみであつて他省の經費に觸れてゐないから、これ亦官廳側の社會事業の概念を明確に現はしたものではない。

〔用例の五〕 内務省社會局社會部の刊行にかゝる「社會事業統計要覽」は地方事業を可なり詳細に報告してゐる。その要覽の「社會事業施設一覽」の項下に「社會事業類別」が掲げてある。その類別に據ると社會事業は、

第一社會事業に關する機關——聯絡統一・調査研究機關・養成機關・助成機關・方面委員・方面委員後援

第二兒童保護——妊娠保護・乳兒保護・晝間保育（託兒所）・育兒・養兒保護・兒童相談・不具兒童教養・虛弱兒保護・病兒保護・貧兒教育・子守學校・勞動兒童教育・感化教育・感化保護・貧能兒及盲癩教育・吃音矯正

第三經濟保護——小住宅經營・共同宿泊所・公益市場・簡易食堂・公益浴場・公益質屋

第四失業救済及防止——授産・職業紹介・職業輔導

第五救護——院外（居宅）救助・院内（收容）救助・不具廢疾保護・軍人遺家族後援事業

第六醫療保護——施療病院・診療所・委託診療・精神病院・結核療養所・癩療養所

第七其の他——隣保事業・人事相談・婦人保護・母子收容保護・病者慰安・衛生思想普及・助葬その他

といふ様に分類してゐる。即ちこゝでは社會事業の機關をも社會事業の中に含めてゐる。然るに同要覽の中に收めてある「社會事業分類」をみると、その機關を除いて殘餘の五項をのみ掲げてゐる。社會事業機關が社會事業の中に入るのか入らぬのか明確を缺く。その事を別としてもこの統計要覽に據りて社會事業の内容が分るが、これも亦社會事業とは何ぞやを規定したものでない。

茲に注意せらるべきはこの要覽の掲げてゐる社會事業の分類即ち社會事業を(一)兒童保護(二)經濟保護(三)失業救済及防止(四)救護(五)醫療保護(六)其他となすことは、内務省社會局の示す社會事業の標準的體系として、地方團體に於て採用せられてゐるといふことである。従つて今日府縣や大都市の社會事業といへば殆んどこの體系をもつてゐる。

〔用例の六〕上に述べし如く今日地方團體が何を社會事業となしてゐるか又如何にそれを體系付けてゐるかといふに、内務省社會局の社會事業の體系に則つてゐるのである。従つて殆んどそれは全國的に統一され劃一的である。例として京都府・市の社會事業體系を示さう。

(イ) 京都府の社會事業*

兒童保護事業—妊娠婦保護・乳幼兒保護・少年保護

經濟的保護事業—住宅供給・公益質屋・公設市場・公設浴場・共同宿泊所・公設食堂

失業救済及防止事業—労働紹介所・職業紹介所・授産並職業輔導

救護事業—一般救護事業・特殊救護事業

醫療保護事業—一般救療事業・特殊救療事業・司法保護事業

社會教化事業—融和事業・隣保事業

其他

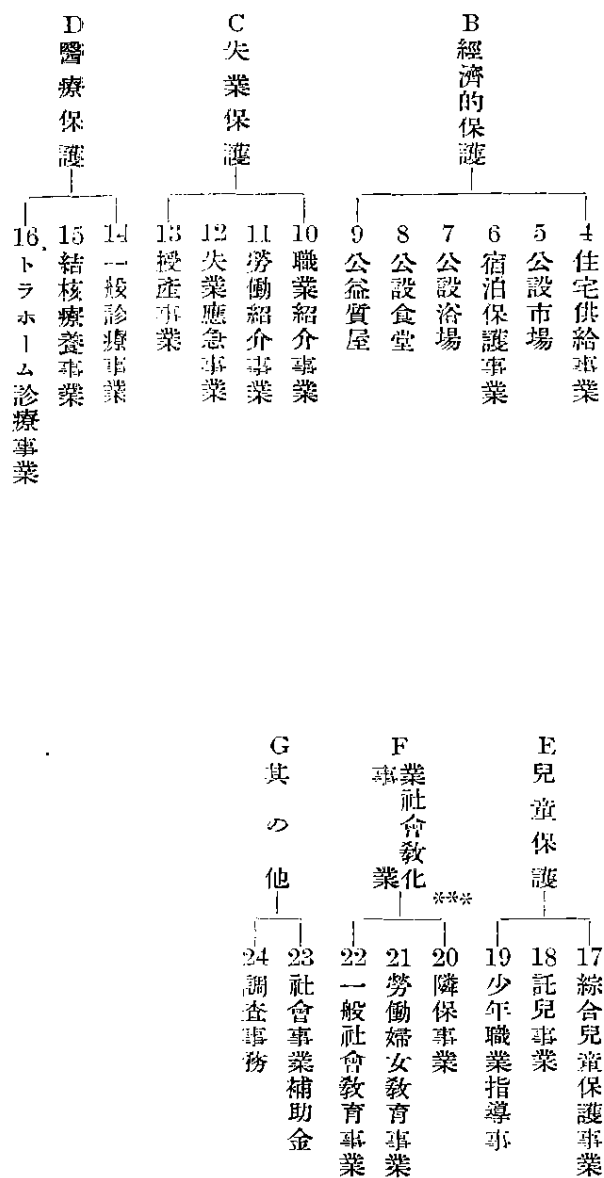
(ロ) 京都市の社會事業**

A 一般救護

- 1 窮貧救助事業
- 2 軍事救護事業
- 3 行路病者救護事業

* 京都府管内社會事業施設要覽昭和十一年版に據る

** 京都市社會事業要覽昭和九年版に據る



右にみる如く京都府も京都市も全く同様な社會事業の體系を樹てゐるのである。唯各大系内の仕事に種々の相違を生じてゐることは地方團體としての機能の相異からは當然のことである。この地方自治團體の社會事業體系を眺めても亦、積極的に社會事業の何であるかを語らぬことは社會局の官制や統計要覽に就て述べたると同様である。

〔用例の七〕 内務省地方局の編纂する「地方財政概要」は一般地方財政事情を知るには最も權威のある資料であるが、その歳出欄に「社會事業費」の一項がある。而して同概要の冒頭の例言には

我國に於ける「社會事業」の實際的概念

*** 社會教化事業としてここに掲げてないが、勿論融和事業や地方改善事業、司法保護事業を行つてゐる。

「社會事業費とは救助費・公設市場費・職業紹介所費・感化救済費・託兒所費・保育費・部落改良費・無料宿泊所費・公設食堂・住宅建設等社會事業關係の種目」とあるが、以上に列舉せられしものゝ外に尙如何なるものを社會事業と見做してゐるかは不明である。きく所によれば統計取扱の便宜上種々のものがこの社會事業費の中に混入せしめられてゐるといふ。尙殊に注意すべきは同概要には社會事業費の外に、教育費・土木費・衛生費・勸業費・役所費・會議費・警備費・積立金及基本財産造成費等を載せてゐるが、それらの中には内務省社會局の取扱ふ社會事業費に相當するものが入つてゐないかどうか多分の疑が存する。之を要するに地方財政概要の掲ぐる社會事業費も決して明確なる概念を規定して分たれたものに非ずして、傳統的や便宜的な取扱をうけてゐるものが少くない様に思はれる。

以上は官廳側の資料によつたのであるが、更に民間のものゝ資料に就て社會事業の實際的概念を検しやう。

【用例の八】 京京市政調査會刊行にかゝる「日本都市年鑑」には「社會事業」の一項があるが、同年鑑に於ても社會事業の何たるやを明にしてゐない。その資料は内務省社會局刊行の社會事業統計要覽や同省地方局刊行の前掲地方財政概要及び各都からの統計報告等に據つたものであるが、今それに就て「各市社會事業費」の中、六大都市の分をみると、(一)行政機關費―吏員費・委員費・その他(二)窮民救助費―養育院費・養老院費・救護費・自宅救與及災害救助費・行旅病人及死亡人取扱

費・其の他(三)軍事救護費(四)醫療保護費(五)病院及療養所費(六)經濟保護費(七)社會教化費(八)兒童保護費(八)其の他を掲げてゐる。この分類は内務省社會局のそれに倣つたものであらう。さてこれ等の費目によれば何を社會事業となしてゐるかゞ分るが、積極的に社會事業の概念を規定してはゐない。茲では社會事業に關する行政機關費及社會事業費に含まれてゐることを注意すべきである。

〔用例の九〕 中央社會事業協會は我國社會事業の民間に於ける最も有力なる中央機關なるが、そこから刊行される「日本社會事業年鑑」は、「中央に於ける社會事業の行政事務は主として内務省社會局社會部に於て管掌してゐるが、醫療保護に關する行政事務は内務省衛生局豫防課に於て、司法保護に關する行政事務は司法省保護課に於て、社會教育に關する行政事務は文部省社會教育局に於て夫々管掌してゐる」となし、同年鑑では中央に於ける社會事業行政事務を

(甲)内務省社會局社會部の保護課の管掌する(一)罹災救助、窮民救助其の他賑恤救済に關する事項(二)軍事救護に關する事項(三)少年教護に關する事項(四)兒童保護に關する事項(五)他課に屬せざる社會事業に關する事項(六)震災救護殘務に關する事項及び福利課の取扱ふ一、住宅供給改善に關する事項二、公設の浴場・質屋及簡易食堂・宿泊所其の他福利増進に關する事項三、社會教化事業に關する事項と、職業課の掌る一、職業紹介其の他失業の救済及防止に關する事項二、失業保險の調査に關する事項をあげ

(乙)内務省衛生局豫防課の管掌事務として(一)結核・トラホーム・癩・花柳病・其の他慢性傳染病に關する事項(二)寄生蟲病・原蟲病及地方病に關する事項(三)精神病に關する事項(四)恩賜財團濟生會其の他救済に關する事項を

(丙)司法省保護課の管掌事務として(一)少年審判所に關する事項(二)矯正院に關する事項(三)釋放者の保護並釋放者保護事業の監督獎勵に關する事項(四)少年保護及身上調査に關する事項

(丁)文部省社會局の管掌する事務として(一)青少年團體に關すること(二)青年訓練所に關すること(三)實業補習學校に關

すること(四)青年訓練費國庫補助に關すること(五)實業補習教育費國庫補助に關すること(六)壯丁教育調査に關すること(七)其他他青少年教育に關すること、及び成人課の取扱ふ(一)成人教育に關すること(二)圖書館に關すること(三)博物館其他觀覽施設に關すること(四)社會教育團體に關すること並びに庶務課の(一)映畫に關すること(二)民衆娛樂に關すること(三)圖書の認定及推薦に關すること(四)生活改善に關すること(五)法人に關すること

等の事務を數へ擧げてゐる。さて上に掲げたる社會事業の行政事務をみれば、日本社會事業年鑑が何を社會事業とみなしてゐるか分る。社會局の保護課の管掌する所が社會事業となされてゐることには、今までの例では殆んど一致する所であるが、その他の社會事業の範圍に就ては注意すべき諸點がある。内務省社會局の勞働部と保險部の取扱ふ勞働法制や社會保險に關することが社會事業に擧げられてゐないことがその一、内務省衛生局豫防課の管掌する慢性傳染病や寄生蟲原蟲病・地方病・精神病等に關する事務が社會事業に教へられてゐることがその二、文部省社會教育局の取扱ふ社會教育事業が社會事業と目せられてゐることがその三である。社會教育を社會事業とみなすか否かに就ては中央官廳に於て積極的に之を示してゐる資料がないが、少くとも地方團體ではこれを區別してゐるのである。

〔用例の十〕 社會局校閱帝國地方行政學會編纂にかゝる「社會法令集」をみるに、その冒頭に「本書ハ所謂社會事業ニ關スル現行ノ法令及通牒ヲ網羅收録セリ」とあり、それは第一章總則、第二章食糧・住宅・資金、第三章勞働・工場・鑛夫、第四章失業防止及救濟、第五章賑恤・救護、第六章共濟・保險・郵便年金、第七章矯風教化、第八章公益法人褒賞、第八章海外移住組合、第九章統

計報告、第十章雜となつてゐる。即ち茲では食糧に關する米穀統制法や郵便年金・共濟・褒賞・海外移住組合が社會事業として取扱はれる。その「資金」の部に收めらるゝものには貯蓄銀行法や無盡業法さては金庫法・産業債券令などもあるのであるが、それらも亦社會事業法と目される。普通實際界に行はれてゐる社會事業の範圍を餘りにも逸脱したものである。

〔用例の十一〕 帝國法規出版株式會社の編纂にかゝる「現行法規全書」第十二類は「社會事業・渡航」である。今その社會事業をみると、第一章は職業・工場・食糧・住宅に關するものにして職業紹介法・保險法・工場法・勞働に關する法制・爭議・災害扶助・米穀法・中央卸賣市場・住宅組合・借地法・借家法・借地借家調停法を收め、第二章は保險・公益質屋・少年教護・矯正に關するものとしてその中に健康保險法・簡易保險法・勞働者災害扶助保險法・公益質屋法・小年法・少年教護法・兒童虐待防止法・矯正院法を、第三章では救護に關するもの即ち救護法・羅災救助基金法や軍事救護法を、第四章では傷兵に關する傷兵院法を、第五章には行路病人に關する行路病人及行路死亡人取扱法を、第六章では統計報告、第七章を雜則としてゐる。本書の取扱ふ所は普通實際界に於て社會事業と目せられるものと略ぼ一致するが、米穀法や簡易保險法及び借地借家に關する法規を、更には明白に社會保險を社會事業と目してゐる等の點に於て注意を惹く。

三、結 言

以上之を要するに、一、既に述べたる如く社會事業といふ語は今日我國に於ては社會一般の通用語となつてゐるのであるが、吾人の研究によりて明にせられたる如く、公私何れの場合に於てもそれは決して明確なる概念や範圍乃至對象をもつてゐるのではない。従つて等しく社會事業の名が使はれてゐてもその内容は必ずしも一致してゐない。殊に民間の場合にありてはその範圍の極めて難駁なるものがある。二、實際界に於ける社會事業の範圍は右の如く必ずしも一定してゐないが、さりとてその間何等の一致點もないといふわけではなく、以上の用例でみらるゝ如くその主なるものに就ては一致してゐるとみなければならぬ。然らば何がその主なるものかといふに、その標準を内務省社會局の示してゐる社會事業の體系や分類に求めねばならぬ。この内務省社會局の示す社會事業の體系や分類に下級地方團體が倣へ、民間の私的團體も亦之に倣つてゐるのである。即ち「用例の五」に示したる如く兒童保護・經濟保護・失業防止及救済・救護・醫療保護がその主流をなしてゐるのである。三、社會事業の實際的取扱上、一定してゐないものゝ中最も重要なものは社會保險と社會教育である。社會保險は社會局官制からみれば當然社會事業の中に包括さるゝのであるが、民間の資料には屢々之を挙げざるものがあり、官廳統計亦必ずしもその取扱を明白にしてゐない。次に社會教育は文部省社會教育局の所管に屬してゐるが、それは社會事業と見倣す

もべきのであるか否か、又或はその中に社會事業と見做すべきものがあるか否か、この取扱も官廳側で明白にされてゐない。例之、日本帝國統計年鑑の社會事業の項には映畫檢閲や娛樂の統計があげられてゐるが、映畫や娛樂は文部省社會教育局の取扱ふ所である。内務省社會局の所管である社會教化と文部省社會教育局の所管たる社會教育とは必ずしも嚴密に區別し難いものがあるであらうが、今日の如くあるものは社會教育と社會事業と目し他のものは之を除外してゐるが如き不統一は放任して置くべきでない。その他例外的とみるべきであらうが、褒賞や資金・共濟・郵便年金等をも社會事業とみなしてゐるものあるをみてもこの社會事業の實際的概念の亂雜不明確を思はしめる。四、社會事業の主流は内務省社會局の取扱ひによりて知られるが、内務省管掌以外の社會事業として如何なるものが含まるゝのかは不明である。内務省以外に即ち農林省・商工省・司法省・拓務省等に社會事業と目すべきものがないか、例之司法省の釋放者保護事業の如きは明に社會事業となされてゐるが、他省の如何なる事業を社會事業となすべきかに就ては決定されてゐない。我國の社會事業はいはゞ各省割據的に行はれ、全體としての統制が不充分である。社會改良の叫ぶるゝ今日、社會事業を國家的に統一してその聯絡を密にし合理的且つ計畫的に進めることが急務の一つではなからうか。五、社會事業費の統計に於て、社會事業の機關費を含ましむべきか否か、官廳統計では多くの場合これを含めしめてゐる様であるが、併し官廳統計上の社會事業の概念からみれば之を除くを至當とする場合もある。更に又社會事業に關する調査や準備

をも社會事業と見做してゐる場合もあるし、直接的な本質的な給付のみを社會事業とみてゐる場合もある。社會事業の統計に就てはその取扱を一にする必要がある。特に地方財政概要にあらはるゝ社會事業の内容を整理し純化する必要が大である。

思ふに、社會改造の要求の大なるにつれて社會事業も亦不斷にその範圍を、例へば救済より豫防へ消極的より積極的へ、或は個別的より綜合的へといふ様に擴張しつゝある。嘗に從來の社會事業そのものが擴充せらるゝのみならず、あらゆる行政にあらゆる事業に社會福利的觀念が浸透しつゝあるのが今日の大勢である。されば極端にいへば今日の社會事業を以て明日の社會事業を律せられぬ。社會事業の觀念も機能も絶へず進展しつゝある。その絶へざる變化と進展の中にも然し乍ら常にその本質を見失はず發展の跡を體系づけんとするのが學理的研究の任務であるが、實際界も亦常にその學理の研究と相俟つてその實際的取扱を整理統一してゆかねばならぬ。日本の社會事業の實際も將にこの機に迫られてゐることは社會事業の實際的概念を検討したゞけでも知らるゝのである。